

仕様書に対する質問・回答書

令和7年7月17日

業 務 名	岡山県警察本部庁舎ほか32施設で使用する電気の調達
-------	---------------------------

問1 入札対象施設の現供給者を教えてください。(切替時に必要となります。)
最終保障契約の場合その旨をお知らせいただけますか。別途書類の提出が必要となる場合がありますのでご了承ください。

答1 現供給者は下記のとおりです。
警察本部庁舎及び警察本部分庁舎・・・四国電力株式会社
上記以外31施設・・・日本エネルギー総合システム株式会社

問2 初めて旧一般電気事業者から新電力に切替する施設がありますか。
また、自動検針装置(スマートメーター)の設置の有無を教えてください。

答2 初めて旧一般電気事業者から新電力に切り替える施設はありません。
また、自動検針装置(スマートメーター)の設置については、仕様付属書記載のとおりです。

問3 仕様書3(6)に記載のとおり、計量日は全施設共に1日でお間違いないですか。

答3 計量日は全施設1日です。

問4 現供給者の計量日が1日以外の場合、弊社に切り替わった際は「1日」に変更となりますが、ご容赦いただけますか。

答4 問3に対する回答のとおりです。

問5 計量日はご使用期間末日の翌日0:00となりますのでご了承ください。
(例:使用期間が3/1~3/31の場合、計量日は4/1 0:00)

答5 差し支えありません。

問6 契約電力500kW以上の施設で、仕様書の契約電力と現在の契約電力が異なることはございますか。その場合は、現在の契約電力と直近12か月間の最大電力を教えてください。
また、供給開始に合わせて契約電力を変更する場合は、切替時に変更理由と根拠資料を提出していただきます。変更が供給開始に間に合わない場合は、契約電力を変更する日をずらしていただきますがよろしいでしょうか。

答6 契約電力500kW以上の施設である警察本部庁舎は、仕様書の予定契約電力と現在の契約

電力が異なります。現在の契約電力及び令和6年度の最大需要電力は「令和6年度電力使用実績」のとおりです。

また、切替時に変更理由と根拠資料を提出することに差し支えはありませんが、変更が供給開始に間に合わない場合は、落札者と協議を行います。

問7 蓄熱割引等の適用ができませんが了承いただけますか。

答7 差し支えありません。

問8 供給する電気については、再生可能エネルギー電気の適用はしないことよろしいでしょうか。

答8 お見込みのとおりです。

問9 入札金額を算定するにあたり、力率は100%（力率割引を考慮する）でよろしいですか。100%以外の場合は、力率は何かご教示ください。

答9 令和7年7月9日回答分 問7に対する回答のとおりです。

問10 弊社が契約となった場合、請求時の電気料金の計算方法は基本料金、電力量料金、燃料費等調整額それぞれ銭未満四捨五入とし、それらの合計した金額を円未満切り捨てとなりますがよろしいですか。

答10 差し支えありません。

問11 1施設の電気料金のお支払いを複数で分担して支払いされることはございますか。
（例：庁舎〇〇円、売店〇〇円等）

あると回答の場合は、対象施設と分担数を教えてください。また、分担後の支払金額について毎月弊社に通知いただきます。

なお、分担後の請求書の発行はできませんがよろしいでしょうか。

答11 分担して支払うことはありません。

問12 経済産業省・資源エネルギー庁の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」による値引きについては、弊社では、燃料費等調整額とは別の個別項目での値引きとなりますが、ご了承くださいませでしょうか。

答12 差し支えありません。

問13 弊社では、毎月の燃料費等調整額の計算において、旧一般電気事業者が電気需給約款に定める算定諸元（基準燃料価格等の算出係数や算定式）を用いて計算します。

これについては、弊社は応札時点において適用されている約款の算定諸元を用いて毎月の燃料等調整金額を計算いたしますので、算定諸元が変更になった場合においても、応札時点の算定諸元を、契約期間中継続して用いて計算させていただきますが、ご承諾いただけますでしょうか。

※ 算定諸元とはその月の燃料費等調整額の算定に用いる数値および算定式のことであ

り、ご契約満了まで燃料費等調整額（〇.〇〇円）を固定するお願いではありません。

答13 令和7年7月3日回答分(2) 問2の対する回答のとおりです。

問14 契約書（案）第2条第5項について念の為の質問ですが、供給期間終了までの間に、基準燃料価格等算定諸元の見直しを行う際には、基準燃料価格等算定諸元のみでなく、基本料金単価、電力量料金単価も併せた見直しを行うことは可能でしょうか。

答14 令和7年7月3日回答分(2) 問2の対する回答のとおりです。

問15 地域の旧一般電気事業者が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更は可能ですか。

答15 協議を行うことに差し支えはありません。

問16 契約書締結後、契約書に記載がない事柄で弊社が協議を申し出た場合、応じていただけますか。

答16 協議を行うことに差し支えはありません。

問17 契約期間中及び契約期間満了時に施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する施設がある場合、別途書面にて申込みをいただかないと対応できませんのでご容赦いただけますか。

答17 現時点では、契約期間中及び契約期間満了時に電力を供給停止する予定の施設はありません。

問18 電気の契約を締結した場合には、その契約内容を1年間継続していただくことを原則とし、1年未満のご使用の場合は、臨時電力の料金が適用されます。供給開始後、1年に満たないで契約を廃止される場合（または1年に満たないで契約電力を減少される場合、または契約電力を増加後1年に満たないで、契約を廃止される場合）は、当該部分について臨時電力を適用したものとして、後日料金を精算することは可能ですか。

答18 契約書に定めのない事項については、落札後、協議の上、決定します。

問19 契約期間中に建替や増築、トランス増量や受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事が予定されている施設がありましたら、対象施設と工事内容を教えてください。

また、契約期間後に実施予定の工事であっても、契約期間中に小売電気事業者との手続が必要と思われるものがありましたら、併せて教えてください。

答19 運転免許センターにおいて、受変電設備更新工事を施工中ですが、電気の契約に影響する見込みはありません。

問20 弊社落札の場合、免除規定により、入札保証金及び契約保証金全部免除となりますでしょうか。

答20 令和7年7月10日回答分 問3に対する回答のとおりです。

問21 入札書に記載する日付に指定はございますか。

答21 令和7年7月3日回答分(1) 問4に対する回答のとおりです。

問22 開札結果について、公開方法、公開範囲および公開予定時期を教えてください。

答22 落札者決定の翌日から起算して72日以内に、岡山県公報により落札決定日、落札業者及び落札金額を公示します。